⑸　名称　株式会社ジオン商事
　　住所　大阪府大阪市西区靭本町１―12―４
　　信濃橋東洋ビル
⑹　名称　ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
⑺　名称　トーヨーカネツ株式会社
　　住所　東京都江東区南砂二丁目11番１号
⑻　名称　ノーリツ鋼機株式会社
　　住所　東京都港区麻布十番一丁目10番10号
⑼　名称　ファーストブラザーズ株式会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
⑽　名称　ファーストブラザーズキャピタル株式会社
　　住所　東京都千代田区丸の内二丁目４番１号
⑾　名称　マイルストーンターンアラウンドマネジメント株式会社
　　住所　東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
⑿　名称　潤首有限公司
　　住所　香港上環干諾道中130―136号誠信大厦15楼1501室
⒀　名称　スターアジア・ファイナンス・エルエルシー
　　住所　アメリカ合衆国、19805デラウェア州ウィルミントン市、2711センターヴィルロード、スイート400、コーポレーション・サーヴィス・カンパニー内
⒁　名称　フォートレス・イー・ジェイ・エフ・ツー・サブ・ビー・エルエルシー
　　住所　アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラストセンター、コーポレーション・トラスト・カンパニー
⒂　名称　リブラ・エー・リミテッド
　　住所　ケイマン諸島、ＫＹ１―1102、グランド・ケイマン、クイーンズゲート・ハウス、私書箱1093号
⒃　グローバル・プライベート・エクイティ・インベストメンツ・ファンド・2015・エヌエス・アンド・ティーエム・（セカンダリー）・エルピーの業務執行組合員等である
　　名称　グローバル・プライベート・エクイティ・インベストメンツ・ファンド・2015・エヌエス・アンド・ティーエム・（セカンダリー）・ジーピー・リミテッド
　　住所　グラウンド・フロア、リベレーション・ハウス、キャッスル・ストリート、サンテリエ市、ジャージー島　郵便番号ＪＥ２・３ＡＴ
⒄　名称　畑野　幸治
　　住所　東京都渋谷区鶯谷町13番１号　ラ・トゥール代官山Ｈ―303
⒅　名称　アリアケ　キャピタル　マネジメント（ケイマン）リミテッド
　　住所　ケイマン諸島　グランド・ケイマン　ＫＹ１―1002,103　サウス・チャーチ・ストリートＰＯボックス10240　ハーバー・プレイス　４階
⒆　名称　ハヤテパートナーズ　ピーティーイー　エルティーディー
　　住所　81　アンソンロード、＃08―12、シンガポール　079908
⒇　名称　ザ・バンク・オブ・ノヴァ・スコシア
　　住所　Ｍ５Ｈ　１Ｈ１　カナダ　オンタリオ州　トロント　キング・ストリート・ウェスト　44　スコシア・プラザ

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成29年10月１日から平成31年９月30日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成29年９月29日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者
⑴　名称　エポ　ファンド
　　変更後の所在地　ケイマン諸島、グランド・ケイマンＫＹ１―9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービシズ（ケイマン）リミテッド方
⑵　名称　みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区神田駿河台二丁目５番１号
⑶　名称　株式会社ジョイント・コーポレーション
　　変更後の所在地　東京都港区芝二丁目31番19号
２　名称の変更のあった者
⑴　変更前の名称　ジェイコムホールディングス株式会社
　　変更後の名称　ライク株式会社

第三者所有物の没収に関する公告

平成29年９月29日　福岡地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年10月13日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　福岡地方裁判所
２　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
３　被告人氏名　イム　ヘヨン
　　チョ　ジョンギ
　　コン　ミョンウォン
　　チョ　ミンジョン
４　公判期日　平成29年９月22日
５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　　平成29年領第2294号　符号１
　　金地金１塊
　　同号　符号６
　　金地金１塊
　　同号　符号13
　　金地金１塊
　　同号　符号16
　　金地金１塊
　　同号　符号26
　　金地金１塊
　　同号　符号29
　　金地金１塊
　　同号　符号34
　　金地金１塊
　　同号　符号37
　　金地金１塊
６　没収の理由となるべき事実の要旨
　　被告人４名は、氏名不詳者らと共謀の上、大韓民国から金地金を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、被告人チョ・ジョンギ及び被告人コン・ミョンウォンが、平成29年７月７日（現地時間）、大韓民国所在の仁川国際空港において、チェジュ航空第1404便に搭乗する際、金地金８個（合計約８キログラム）を隠匿携行し、同便により、同日午後５時３分頃、福岡市博多区所在の福岡空港に到着し、同日午後５時24分頃、同空港内門司税関福岡空港税関支署入国旅具検査場において、入国に伴う税関検査を受けるに際し、同支署職員に対し、前記金地金８個を輸入する旨記載されていない携帯品・別送品申告書を提出し、必要な事項を申告しないまま、同日午後５時25分頃、同検査場を通過し、もって税関長の許可を受けないで同金地金８個を輸入するとともに、不正の行為により同金地金８個（課税価格合計3481万1608円相当）に対する消費税219万3000円及び地方消費税59万1700円を免れたものである。

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成29年９月20日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年９月29日

津地方法務局長　杉浦　直紀

記

氏名　中村　正尚
所属する司法書士会　三重県司法書士会
登録番号　三重第444号
事務所の所在地　三重県伊賀市上野丸之内55番地
違反行為　会則違反

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年９月29日

麹町税務署長　大角　良昭